



平成27年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 北 日 本 銀 行
 代 表 者 名 取 締 役 頭 取 佐 藤 安 紀
 (コード番号 8551 東証第一部)
 問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 下 村 弘
 T E L 0 1 9 - 6 5 3 - 1 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第111期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の招集権者および議長について、取締役会規程に定めることを明確にすることにより、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第23条の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第27条(取締役との責任限定契約)および変更案第34条(監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。
 なお、変更案第27条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役会の招集者)	(取締役会の招集権者および議長)
第23条 取締役会は、 <u>取締役頭取が招集する。</u> <u>取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</u>	第23条 取締役会の招集権者および議長は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程により定める。</u>
第24条 } 第26条 }	第24条 } 第26条 }
(条文省略)	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条 }) } (条文省略) 第 32 条 }</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 33 条 }) } (条文省略) 第 38 条 }</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下同じ。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条 }) } (現行どおり) 第 33 条 }</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 34 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 35 条 }) } (現行どおり) 第 40 条 }</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 23 日（火曜日）
平成 27 年 6 月 23 日（火曜日）

以 上